

【商品概要説明書】

東京都職員信用組合

定期積金

(2017年4月1日現在)

1. 商品名	定期積金
2. ご利用いただける方	個人のお客様
3. 期間	1年以上5年以下
4. お預入方法 (1) お預入方法 (2) お預入金額 (3) お預入単位	契約期間内で掛金を分割受入 1回当たり1,000円以上 1,000円単位
5. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
6. 利 息 (1)適用金利 (2)利払い方法 (3)計算方法	預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 満期日以後に一括してお支払いいたします。 計算単位を1,000円として契約期間における掛金 残高積数に利回りを乗じて計算。
7. 税 金	20%の源泉分離課税（国税15%・地方税5%） （マル優ご利用の場合を除きます。） ※2013年1月1日～2037年12月31日までの期間は 復興特別所得税が付加され20.315%（国税 15.315%・地方税5%）が適用されます。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・給与控除からの受入となりますが、途中から給与 控除できなくなった場合には、普通預金口座からの 口座振替が可能です。 ・総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利率に0.5%を 上乗せした利率となります）
10. 期日前解約時のお取 扱い	満期日前に解約する場合は、解約日における普通預 金利率（円未満切捨て）により計算した利息ととも に払い戻しいたします。
11. 金利情報の入手方法	店頭又は、当組合ホームページにてご確認ください。

12.重要事項	この預金は預金保険の対象として、同保険の範囲内で保護されます。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、下記の窓口をご利用ください。</p> <p>【窓口：東京都職員信用組合預金課】 03-3349-1403 受付日 月曜日～金曜日 受付時間 午前9時～午後5時</p> <p>紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249）</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記東京都職員信用組合預金課または下記窓口までお申し出ください。また、お客様から各弁護士会仲裁センター等へ直接申し出ることも可能です。</p> <p>【窓口：(社) 全国信用組合中央協会 しんくみ苦情等相談所】 受付日 : 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間 : 午前9時～午後5時 電 話 : 03-3567-2456 住 所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 （全国信用組合会館内）</p>